

## 放課後児童クラブ・放課後学級業務委託仕様書（共通事項）

本業務に当たっては、業務委託契約書に定めるもののほか、以下に定めるものに基づいて業務を遂行することとする。

### 1 運営の基準

放課後児童クラブの運営については、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）及び瀬戸市放課後児童健全育成事業実施要綱に規定するほか、次の各項のとおりとする。

- (1) 実施に当たっては、遊びを主として児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童支援員」という。）が適切に配置され、放課後児童の受け入れができるものであること。
- (2) 利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書等を備えるものとする。
- (3) 家庭との連携を図りつつ、学習機会や適切な遊びを与えて、児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行うものとする。
- (4) 実施に当たっては、地域における児童の状況を的確に把握するとともに、本事業を行う他の者との相互連携、児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (5) 実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童支援員の計画的な研修を実施するものとする。
- (6) その他発注者の指示する事項

放課後学級の運営については、瀬戸市放課後学級事業実施要綱に規定するとおりとする。

### 2 契約期間

長期継続契約

令和6年3月1日から令和11年3月31日まで

（瀬戸市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2項に該当）

ただし、令和6年度以降の予算の議決により、当該契約に係る予算額が減額又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものとする。

### 3 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 費用

受注者は、放課後児童クラブと放課後学級にかかる費用について、それぞれ独立の会計を設けるものとする。

#### 【放課後児童クラブにかかる費用】

- (1) 発注者は事業に対して、瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱別表を準用し委託料を支払うものとする。
- (2) 瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱別表の改定、受け入れ児童数や開設日数等の変更により、委託料が変更となる場合は委託契約を変更するものとする。
- (3) 受注者は、利用者から、瀬戸市放課後児童健全育成事業実施要綱第9条に基づき、放課後児童クラブ利用にかかる費用を徴収することができる。受注者は、同費用の決定及び変更にあたっては、予め発注者と協議すること。

#### 【放課後学級にかかる費用】

- (1) 発注者は事業に対して、放課後学級運營業務委託に係る算定基準に基づき委託料を支払うものとする。
- (2) 放課後学級運營業務委託に係る算定基準の改定や開設日数等の変更により、委託料が変更となる場合は委託契約を変更するものとする。
- (3) 受注者は、利用者から、瀬戸市放課後学級実施要綱第7条に基づき、登録児童の傷害保険料、材料費等の実費に限り、費用を徴収することができる。

## 5 従うべき法令等

本業務委託の対象となる放課後児童クラブにかかる事業は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に定める「放課後児童健全育成事業」であり、放課後学級においても、国の定める新・放課後子ども総合プランに基づき放課後児童クラブと一体的に実施するよう努めるものとされている。受注者は同法及び(1)から(7)の法令等（改正される場合は改正後のもの）に従って業務を履行するものとする。

- (1) 瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 瀬戸市放課後児童健全育成事業実施要綱及び同要綱が準用する瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱
- (3) 瀬戸市放課後学級事業実施要綱及び放課後学級運營業務委託に係る算定基準
- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の2及び第36条の32の3
- (5) 瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）第16条の2から第16条の4
- (6) 瀬戸市放課後児童健全育成事業届出実施要綱
- (7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

## 6 定員数

### 【放課後児童クラブ】

1 支援の単位当たりおおむね40人以下。なお、児童1人につきおおむね1.65㎡の専用区画の面積が確保されていること

### 【放課後学級】

1 放課後学級当たり1日40人以下（にじの丘小学校の放課後学級については80人以下）

## 7 留意事項

市公共施設（小学校等）を使用するにあたり、以下の項目を遵守すること。

- (1) 児童、統括的な地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員及び協働活動サポーター、ボランティア等に対し、活動範囲を明確に周知することとし、共用部分以外に立ち入りを禁止すること。
- (2) 保護者の送迎時の駐車場は、学校の指定する駐車場を利用すること。
- (3) 保護者の送迎経路は学校の指示に従うこと。
- (4) 高学年の授業等の妨げにならないよう、騒音対策（指導）を講ずること。
- (5) 参加児童が下校する際は、安全について十分に配慮すること。
- (6) グラウンド・体育館等学校施設及び設備の使用については、授業・部活動等の妨げにならないようにすること。また、使用する際は事前に学校長の許可を得ること。特に、平日は放課後の部活動でグラウンド、体育館を使用しているため、使用に関しては、部活動関係者とも協議するとともに、児童の安全に配慮すること。
- (7) 放課後児童支援員等が自動車通勤し、瀬戸市の行政財産に当該自動車を駐車する場合で、「瀬戸市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱」に該当する職員がある場合は、市へ使用許可申請書を提出し定められた使用料を納付すること。ただし、駐車場が確保できない場合、受注者職員は駐車場を別途確保すること。
- (8) 施設の使用について学校と連絡を密に行い、連携を図ること。
- (9) 警報装置の取り扱いを徹底すること。
- (10) 個人情報の取扱いに関しては細心の注意を払うこと。
- (11) 利用者または保護者からの苦情には迅速かつ誠実に対応するとともに、記録にとどめ、速やかに発注者に報告すること。
- (12) 本業務委託に関し利用者その他第三者に損害を与えた場合には、受注者の付保している保険で対応するとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (13) 安全計画、事業継続計画、運営規程等法令等に基づき策定すべき書類を作成したときは、速やかに発注者に提出すること。
- (14) 事業計画書その他発注者に提出した書類に変更が生じたときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 受注者の緊急連絡先を発注者及び学校長に提出し、緊急の連絡について対応すること。

## 8 その他留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意し、業務を円滑に実施すること。

- (1) 業務の遂行に必要な各種規定がないときは、発注者の諸規定に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。
- (2) 受注者は、本業務委託仕様書に規定するもののほか、受注者の業務の内容及びその範囲若しくはその処理について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

## 幡山東小学校放課後学級業務委託仕様書（個別事項）

本業務に当たっては、業務委託契約書に定めるもののほか、以下に定めるものに基づいて業務を遂行することとする。

### 1 概要

#### (1) 名称

幡山東小学校放課後学級

#### (2) 所在地

瀬戸市八幡町4 5 5 瀬戸市立幡山東小学校内

#### (3) 活動場所

屋内 別紙1参照（放課後学級教室66.6㎡）

屋外 別紙2参照

### 2 設備

本業務を遂行するにあたり、必要な設備については別紙3のとおりとする。

### 3 費用

放課後学級にかかる費用については次のとおりとする。

- ① 受注者は電気料金、上下水道料金として毎月1,000円を市に納入するものとする。
- ② 発注者は、同費用の高騰により金額を変更する必要があるときは、受注者と協議して、同費用の金額を変更することができる。